#### 広島大学学術情報リポジトリ Hiroshima University Institutional Repository

Title	「伊都岐島社神主佐伯景弘解」提出の背景
Author(s)	山口,佳巳
Citation	厳島研究 : 広島大学世界遺産・厳島-内海の歴史と文化プロジェクト研究センター研究成果報告書 , 6 : 26 - 33
Issue Date	2010-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00049157
Right	
Relation	



### 伊都岐島社神主佐伯景弘解」 提出 の背景

#### 広島大学大学院文学研究科 山 口 佳 巳

### はじめに

する) である。 のは仁安三年(一一六八)頃とされてきた。その完成時期の根拠となってい により社殿を一新する大造営が行われ、現在の原型となる社殿が整えられた るのが、仁安三年の「伊都岐島社神主佐伯景弘解」『(以下、「佐伯景弘解」と 厳島神社は、 瀬戸内海に浮かぶ宮島に鎮座する安芸国一宮である。 平清盛

営年代についての具体的な考証はなく、「佐伯景弘解」が提出された年紀を引 ろ、先学における「佐伯景弘解」についての解釈は一定ではない。また、造 する上で最も重要な史料であると言っても過言ではない。しかし実際のとこ かりの社殿が間面記法『による規模とともに列記されており、厳島神社を研究 いたに過ぎない。 「佐伯景弘解」には、厳島神社の鎮座や神主の系譜、 そして往時完成したば

清盛による造営年代も併せて再考し、 り、その提出された背景について新たな所見を示すことを目的とする。また、 本稿では、先学の解釈を見直し、「佐伯景弘解」を改めて検証することによ 仁安造営時の様相を明らかにしたい。

# 「伊都岐島社神主佐伯景弘解」と『兵範記

本稿の主題である「佐伯景弘解」の必要箇所を以下に抜粋しておき

### (〔 )内は割註

安芸国伊津岐嶋社神主散位佐伯朝臣景弘解 官裁、因准傍例 被下 宣旨、限永代令当国宰吏募重遷任功 申請 官裁事

修造当社神殿舎屋等状

## 諸国神社国司募重任功造営例

#### 伊勢国 多度社

守藤原朝臣資成募重任功、 造進宝殿舎屋、 調進御神宝御装束等

#### 駿河国 浅間社

永万二年十二月廿四日

宣旨

守藤原朝臣為保募重任功、 造進神殿舎屋等

仁安三年五月十一日

宣旨

#### 常陸国 鹿嶋社

介藤原朝臣盛輔募重任功 修造神殿

大治五年五月廿五日 宣旨

下総国 香取社

守藤原朝臣親通募重任功

造進彼社

### 越前国

保延四年十一月六日

宣旨

守高階朝臣盛章募重任功 気比社 修造神殿雑舎鳥居橋垺等

#### 出雲国 杵築社

保延元年十二月二日

宣旨

守藤原朝臣顕頼募重任功、 造進舎屋

天永二年十二月廿四日 宣旨

#### 備中国 吉備津宮

守藤原朝臣定綱募重任功、 造進舎屋門廊等

康平七年十二月廿一日

紀伊国 日前国懸熊野新宮丹生社等三箇所

守小槻宿袮孝信募重任功、 承暦四年十二月六日 造進神殿雑舎等

### 当社神殿舎屋等色目事

本宮分 三十七字 間数三百間

九間二面檜皮葺宝殿一宇

五間二面同宝殿一字

#### — 26 —

間一 面同小社二字 〔号瀧宮

面同小社一宇 〔号大伴〕

祓殿間同小社一字〔号江比須〕

一面二棟同拝殿一宇

六間三面同舞殿二字

面同拝殿一宇

二間二面下居副屋一宇七間三面同下居屋一宇

間 一面同侍屋一宇

間同釣殿一宇

六間二面参詣宿屋一宇 <sup>(同脱巾)</sup>

五間二面同御供所屋一宇

六間二面同釜神殿屋一宇

八間 面同侍屋一宇 面同朝座屋一宇

五間

五間 一面同御読経所屋

百十三間同廻廊 五間二面同経蔵一字 一字

同四足一宇

同鐘楼一宇

五間 一面同御厩

三間二面瓦葺宝蔵一宇

七問二面萱葺御倉一宇

五間二面板葺膳所屋一字

屛門一字

屛二十七間

玉垣三十五間 六間屛葺廊一字

平門二字

五間二面大伴社拝殿 宇

七間四面萱葺屋一宇 (四面庇比皮葺)

七間小舎人所屋一字

七間曲掌所屋一字

外宮分 十九字 間数七十七間

当社破壞顚倒之時、随社家申請、 不日終功、是依致信心、 殿舎屋或増間数、或多新造、以金銅為金物、施華麗加荘厳、大厦之構 之氏人、件神殿并舎屋等偏励私力、悉遂造畢、是則社家之力不幾、土 弘之曩祖也、 不可従神事、以佐伯鞍軄子々孫々為神主軄、令遂造営者、彼鞍軄者景 令造改之日、先経 上奏、輙莫進止、兼又以異姓他人、不可為神主、 待風不全、爰景弘倩案事情、御垂跡之時、御託宣状云、末代及破壊、 被下 宣旨、所令修造也、但不愆其基址、尚立此海浜、然間当波易破 之輩必蒙眷顧、尊崇之人専預冥助、因玆毎有損色、国郡同心注進全破、 右、景弘謹撿案内、 然則国家泰平、弥撫明民、社壇静謐、鎮祈天長、望請(官裁、因准傍 木之功難成故也、抑神殿之外舎屋、元是為板葺、今皆改檜皮、加之神 星霜歲重、感応日新、則是鎮護国家之仁祠、当国第一之霊社也、参詣 為被下件 宣旨、注状以解 唯恐将来破損之時、 粗注大概載状右、今准傍例、被下 景弘者彼鞍軄之末孫也、且依為重代之神主、且以為譜第 当社者推古天皇癸丑之年、和光同塵垂跡以降、 自可叶神慮者歟、 自無人於修復、 令当国宰吏、募重遷任功、遂其修造 仍諸国神社、募重任功国司浩 宣旨、自今以後、 勤労已超前蹤、感応盍覃来 限未来際

1安三年十一月日

神主散位佐伯朝臣景弘

舎屋等を修造させる宣旨を下すことを願い出たものである。 佐伯景弘が、永代にわたり安芸国の国司重遷任の功を募り、 冒頭にあるように、伊津岐嶋 (伊都岐島・厳島) 神社の神主 厳島神社の神殿

次に、「一当社神殿舎屋等色目事」として、「本宮3分 三十七字」及び「外宮 建された仁治度の社殿(図1参照)に継承され、仁安度の社頭景観のあらま ていただきたいというのである。 そこで、先に挙げた傍例にならい、以後、当社が破壊傾倒した時には、社家 損しやすいので、将来、修復する人がいなくなることを恐れているという。 と、景弘は、上記の社殿について私力を尽くして造営したが、海浜に立ち破 しは現在(図2参照)まで存続しているものと考えられる。この解による に、国司重任の功を募って社殿を修造した諸国の神社十社の例を挙げている。 申請に従い、国司重任あるいは遷任の功を募り修造するように宣旨を下し はじめに、「一諸国神社国司募重任功造営例」として、伊勢国多度社を筆頭 十九字」を列記している。往時の社殿は、その後、二度の火災を経て再

この「佐伯景弘解」に呼応するように、『兵範記』5には以下の記述が見られ

## 仁安四年三月廿日条

申行之、下給下官、々々結申、 退入仰史広盛、令陰陽寮勘申、 次下官仰左大将云、可令勘申修造安芸国伊都岐嶋社日時、 献上卿、 仰同前、 退去下給史広盛、 又被内覧奏聞、 即返給、仰依勘 早可付国司由 便被仰下官、

勘下日時也、 此事無先例、 去年当国司募重任功、 可修造由被宣下了、 重任申請初被

#### 陰陽寮

択申、可被修造安芸国伊都岐嶋社雑事日時

始木作日時、

立仮殿日時、 四月三日己丑、 時午二点

十二日戊戌、

奉渡御体於仮殿日時 十八日甲辰、

修造正殿日時

時寅二点

同日甲辰、

時巳二点、

立柱次第、 〔先北、 次南、次西、次東、

奉渡御体於正殿日時

六月十八日甲辰、 時戌二点

仁安四年三月廿日、 七月二日丙辰、 時戌二点

漏剋博士阿倍朝臣経明!

掃部頭兼権陰陽博士阿倍朝臣季弘 陰陽博士兼但馬権介賀茂朝臣済憲、

主計助兼安芸介阿倍朝臣時晴

申内容に準じたものである。 殿遷宮)、正殿(本殿)を修造する、神体を正殿へ渡す(正殿遷宮)、それぞ 国司重任の功を募り修造すべしという宣旨が下されたので、重任の申請を行 れの日時が選ばれている。これらは二十二社等の特別な神社の修造日時の勘 おいて正式に修造日時が勘申されており、木作を始める(木工事の開始)、仮 この記事は、厳島神社において先例のないことであるが、去年(仁安三年)、 (本殿修造中の神体の奉安殿)を立てる、御体(神体)を仮殿へ渡す(仮 初めて修造に関する日時が勘下された旨を記したものである。陰陽寮に 主計頭兼頭加茂朝臣在憲、

### 先学の解釈と問題点

であり、その翌年に実際に修造が行われるのは不審とされてきた。 とに関して、完成したばかりの社殿の修造について宣旨を求めることは疑問 「佐伯景弘解」が提出され、『兵範記』にあるような日時勘下が行われたこ

うになったとは考え難いから、この日時撰定は単に形式的なものであろう」 と推測している。 て、「前年あたりに景弘の修造が終わったばかりの時に、再び修造を要するよ この一連の古文書について、福山敏男博士は「厳島神社の社殿」。にお

て、国司重任の功を募っているからには、形式的なものとすることには問題 それに対して、太田博太郎博士は「厳島神社の仁安造営について」っにおい

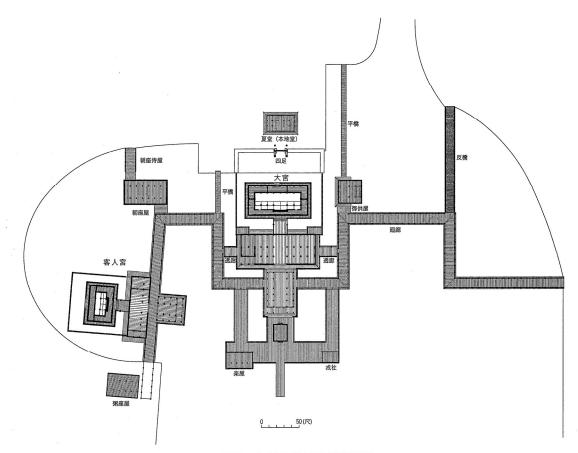


図1 仁治度復元社殿配置図

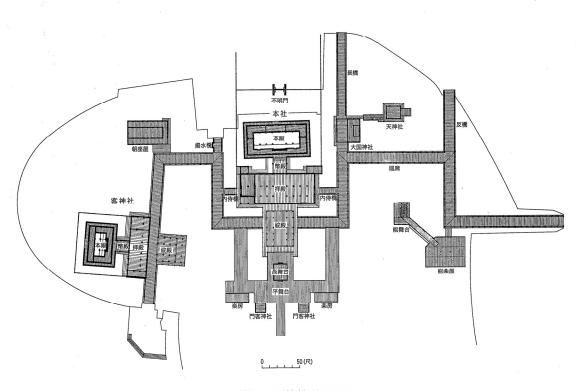


図2 現状社殿配置図

としている。 によりその完成を計ったとし、厳島神社の社殿完成を仁安四年(一一六九) としている。さらには、景弘の造営が十分ではなかったため、国司重任の功始から正殿遷宮までの期間が短期間であるので、修理か一部の造営であろうがあり、実際に修造が行われたと解釈した方がよいとしている。また、木作

れば、その罪は重く配流となることもある。 まず、『兵範記』における重任功の申請と修造日時の勘下について考えてみ れば、その罪は重く配流となることもある。 まず、『兵範記』における重任功の申請と修造日時の勘下について考えてみ れば、その罪は重く配流となることもある。

配流となった当という。

立べて「無実」すなわち虚偽であったことが明らかとなり、俊孝は佐渡国へけべて「無実」すなわち虚偽であったことが明らかとなり、俊孝は佐渡国へとが容易ではなかったため、状況確認のため使者を遣わせたところ、翌五年、の工夫を給い造立することを申請した旨。しかし、先例に似ず裁許を定めるこの工夫を給い造立することを申請した旨の調庸租税の免除、但馬国や伯耆国等造立のため自身の国司重任と、四年間の調庸租税の免除、但馬国や伯耆国等出雲大社の場合、長元四年(一〇三一)、出雲守橘俊孝が、転倒した神殿の出雲大社の場合、長元四年(一〇三一)、出雲守橘俊孝が、転倒した神殿の

に「佐伯景弘解」を提出したとすることには、賛同しかねる。しながら、仁安三年までの社殿は未完成であったと推測し、その完成のためであると言えよう。しかし、修造の期間が短いため修理か一部の造営と推定告をしたとは考えられず、実際に修造が行われたとする太田博士の説が妥当このような前例があるにもかかわらず、景弘が危険を冒してまで虚偽の申

響を直に受けてしまうのである。景弘は、「立此海浜、然間当波易破」と、そ平成三年や平成十九年の台風による被害からも明らかであるが、高潮等の影ろうが、厳島神社はその中心的な社殿を海上に建てる前代未聞の神社である。視する必要はあるのだろうか。たしかに、一般的な神社であったら不審であるも、完成したばかりの社殿の修造について宣旨を求めることを疑問

と、将来の破損の時を本当に案じていると考える方が適当であろう。の過酷な立地条件を十分把握しており、「唯恐将来破損之時、自無人於修復」

# 平清盛造営社殿の完成時期

四

は、列記された社殿群は完成していたと考えられる。成した社殿についての将来を懸念していることから、仁安三年十一月までに成した社殿についての将来を懸念していることから、仁安三年十一月までに完配されていることによるものである。但し、厳密に言えば、景弘はすでに完成日た代は、「佐伯景弘解」に、仁安三年十一月の時点で完成していた社殿が列太田博士が仁安四年とする貿ほかは、一般的に仁安三年頃⅓とされてきた。こでは、清盛による造営は、いつ完成したのだろうか。その時期については、

平家納経に添えられた清盛の願文には、平家納経は清盛が一門とともに書写し、厳島神社に奉納した装飾経である。平家納経は清盛が一門とともに書写し、厳島神社に奉納した装飾経である。そこで、具体的な完成年代の手がかりを平家納経に求めたい。周知の如く、

奉書写妙法蓮華経一部廿八品、無量義、観普賢、阿弥陀、般若心等経

各一巻、便奉納于金銅篋一合、可安置之於宝殿矣

長寛二年(一一六四)とされている旨。と、宝殿に安置するという。この願文の年紀により、平家納経の制作年代は経、般若心経をそれぞれ一巻、合わせて三十二巻を書写し、金銅製の篋に納とあり、妙法蓮華経すなわち法華経二十八巻、無量義経、観普賢経、阿弥陀

ち本社本殿『に安置するものとしている。しかも、願文には、引用文中に「安置之於宝殿」とあるように、清盛は平家納経を宝殿すなた。

ない。 ともあり、 も大過はあるまい。すなわち、長寛二年九月までに、海上の社殿群はほぼ完 り上げた渾身の平家納経を奉納するにふさわしい社殿群が整っていたとして 本殿はもとより、それに連なる拝殿・祓殿、そして祓殿と陸地を繋ぐ廻廊 さらには廻廊の途中に建つ客神社社殿 るという。平家納経を宝殿に安置し、宝前にて華偈を講ずるためには、 二年之天、暮秋之侯、 加えて、清盛が極楽往生を遂げんがために、善美を尽くして一門で作 (長寛) 二年の暮秋に、清盛自ら宝前 自参宝前、 敬講華偈 (本殿・拝殿・祓殿) はなくてはなら (神前) に参り、 華偈を講ず 本社

成していた可能性が指摘できるのである。

とが想定される。程なくして、陸上の宝蔵に移されたものと考えられるロ゚の(図3参照)。しかし、海上に建つがゆえに、強い湿気による影響を受けるこいて神宝や祭具等を納める空間と考えられているロ背面庇としてよいであろうまた、平家納経が奉納された当初の安置場所は、宝殿つまり本社本殿におまた、平家納経が奉納された当初の安置場所は、宝殿つまり本社本殿にお

# 五 「伊都岐島社神主佐伯景弘解」提出の背景

ではなく、真実を述べているものと考えられた。していた『可能性があり、また、仁安三年の「佐伯景弘解」は虚偽の申告など以上をまとめると、長寛二年九月までには清盛造営になる海上社殿が完成

「佐伯景弘解」提出後、僅か四ヶ月後の仁安四年三月二十日には修造の日時「佐伯景弘解」提出後、僅か四ヶ月後の仁安四年三月二十日には修造の日時

措置が、仁安四年の修理の際に行われた可能性もある。 『兵範記』によれば、仁安四年四際に行われた可能性もある。 指置が、仁安四年の修理の際に行われた可能性もある。 が、 には、 には、 には、 にはなく、 である。 短期間であることは先学の指摘する通りであるが、 のは柱に固定されていない回。 この手法により、 高潮時において社殿にかかる であるが、 高潮時において社殿にかかる であるが、 高潮時において社殿にかかる が、 高潮時において社殿にかかる が、 高潮時において社殿にかかる が、 高潮時においてとしてよいであるが、 のは柱に固定されていない回。 この手法により、 高潮時において社殿にかかる が、 高潮時においてとしてよいであるが、 のは、 一月一日に仮殿造営、 にのよう。

、知られる。「刑部大輔景教大鳥居之日記」スルには、仁安四年の修理以降、幾度もの大風や高潮を経験したことが古文書によっ

、この御とりゐ四十ねんをへて、正中二年〔きのとのうし〕六月廿五

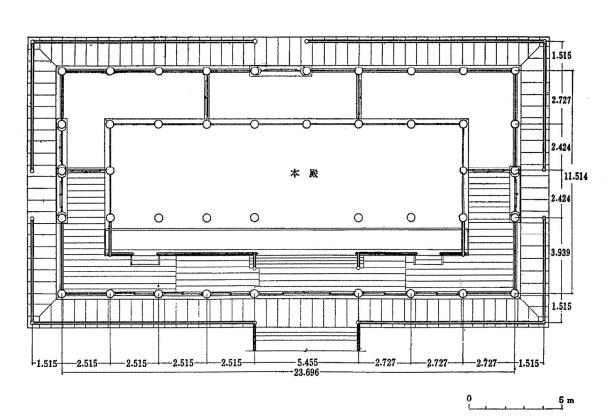


図3 本社本殿現状平面図

たは、 
左右楽屋、平舞台が破損したという。また、「厳島社宮居年記并神主職次第」記とあるように、正中二年(一三二五)の大風の際、大鳥居が倒れ、戎両社、とあるように、正中二年(一三二五)の大風の際、大鳥居が倒れ、戎両社、 
す両しや、ひたりみきりのかくや、ひらふたいともにやふるゝなり 
日たつの時たをるゝ〔うちそとへ〕、ねより大かせによりて、この時ゑひ

たら。 KENF(111)に、に関示した(1111)には高期によりは投一年七月廿一日、高塩大風、ゑひす、楽屋、舞之台、平舞台破ル(中略)、大永八年壬九月十五日、夜高塩、御殿ノ板敷まてミツ、天文六永正八年巳初ノ八月十八日、夜高塩ミツ、神前之三ノキタハシマテミツ、(\*\*)

高舞台と平舞台が破損したという。かったらしい。天文六年(一五三七)の大風による高潮では、戎社と楽屋、の階や床板まで満ちたというが、水位が上昇しただけで社殿の倒壊は特になとある。永正六年(一五〇九)と享禄元年(一五二八)には高潮により本殿

中心的社殿や廻廊の倒壊などは見事に防がれたと言えよう。そして平舞台と高舞台に留まり、高潮対策の措置がとられた拝殿・祓殿等のこのように、高潮による影響は、平舞台先端に建つ左右の戎社及び楽屋、

### 六 むすび

とを指商して。 とを指商して。 とと指商して。 とともに、 に、 に、 の床板に、 今日見られるような高潮対策の手法が導入された可能性があるこの たものと推測された。 さらに、 に安三年に破損、 倒壊した社殿は、 翌年に修 をしくは 倒壊したことを 契機に、 将来を案じた 景弘が解文を提出するに至っ の床板に、 今日見られるような高潮対策の手法が導入された可能性があるこ の床板に、 今日見られるような高潮対策の手法が導入された可能性があるこ の床板に、 の床板に、 の床板に、 が解文を提出するに至っ の床板に、 の床板に、 が解文を提出するに至っ の床板に、 の床板に、 が解文を が解文を 提出するに至っ の床板に、 の床板に、 の床板に、 が解文を を提出するに至っ のたる のよりに のまりに のまり のまりに のまりに のまりに のまりに のまりに のまりに のまりに のまりに 

検討し、「佐伯景弘解」は高潮被害に対する修復や改造などの措置を講じたもの提出年代が厳島神社の造営年代とされてきた。本稿において造営年代を再その評価はこれまで必ずしも一定ではなく、また深く検討することなく、そ「佐伯景弘解」は、厳島神社を研究する上で最も重要な史料でありながら、

せたと思う。のであるらしいと考えることにより、その成立背景について新たな見解を示のであるらしいと考えることにより、その成立背景について新たな見解を示

註

- 年上梓) ⑴史料通信叢誌第壱編厳島誌所収文書一(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三
- 平成十五年)参照。 平成十五年)参照。
- 社地御前神社に相当する。 り、 内宮は現在の厳島神社、外宮は厳島の対岸の廿日市市地御前にある厳島神社摂3「本宮」とは、内宮のことである。厳島神社は、古来より内宮と外宮に分かれてお
- たい。 学総合博物館研究報告』第一号、広島大学総合博物館、平成二十一年)を参照され 学総合博物館研究報告』第一号、広島大学総合博物館、平成二十一年)を参照され 八集、国立歴史民俗博物館、平成二十年)及び「仁治度厳島神社の社殿」(『広島大 揺稿「仁治度厳島神社廻廊の復元的研究」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四
- 5 『史料大成』兵範記四、内外書籍株式会社、昭和十一年上梓。
- 墨水書房、昭和四十三年に修正再掲。6『仏教芸術』第五二号、毎日新聞社、昭和三十八年/福山敏男『日本建築史研究』、
- 史論集』Ⅲ、社寺建築の研究、岩波書店、昭和六十一年に註を加え再掲。7『大和文化研究』一二ノ六、大和文化研究会、昭和四十二年/太田博太郎『日本建築
- 社、平成八年)に詳しい論考がある。8小松茂美「平家の厳島信仰」(『小松茂美著作集』第十巻、平家納経の研究二、旺文
- 9太田は、『兵範記』の仁安二年(一一六七)正月廿七日の条(『史料大成』兵範記三、9太田は、『兵範記』の仁安二年(一一六八)末か、四年(一一六九)の初めに重任されたことは疑いないという。詳内外書籍株式会社、昭和十四年上梓)に、「安芸守能盛」とあることから、仁安三年内外書籍株式会社、昭和十一年上梓)に、「従五位上」として「安芸守藤原朝臣能盛」り太田は、『兵範記』の仁安二年(一一六七)正月廿七日の条(『史料大成』兵範記三、
- 兼給但馬国伯耆等工夫、造立杵築社并其内宝殿事」とある。〇三二)六月三日の条に、「出雲守俊孝申請、被定重任、并被免四箇年調庸租税等、10『左経記』(『史料大成』左経記、内外書籍株式会社、昭和十一年上梓)の長元五年(一

18)

に見える修造の日時をもって、その完成時期に当てている。12太田は、「佐伯景弘解」提出時、社殿はまだ完成に至っていないと推測し、『兵範記』

) 第十四巻、平家納経の研究六、旺文社、平成八年)に詳しい。(『小松茂美著作集14平家納経の制作年代については、小松茂美「平家納経の成立」(『小松茂美著作集

16三浦前掲論文(註13)による。 が、単に宝殿といえばより重要な本社本殿と考えるのが適当であろう。 が、単に宝殿といえばより重要な本社本殿と考えるのが適当であろう。15宝殿は、本殿の美称である。厳島神社には、本社と客神社のそれぞれに本殿がある

17建長二年(一二五〇)の「厳島社宝蔵失物注文」(野坂文書三三一『広島県史』古代

注文

中世資料編Ⅲ、

昭和五十三年上梓)には、

熊野三郎焼破宝蔵盗取色々宝物事

建長二年八月二日辰時見付之

合

一、一品経三十二巻内

残十六巻 (在之)

此外御箱飾伏輪等少々失之(以下略)

ていたことが明らかである。郎に盗まれたという。この記事により、建長二年当時、平家納経は宝蔵に安置されとある。この一品経三十二巻は平家納経のことである。そのうち、十六巻を熊野三とある。この一品経三十二巻は平家納経のことである。そのうち、十六巻を熊野三

月までには完成していた可能性が少なくない。 月までには完成していた可能性が少なくない。 月までには完成していた可能性が少なくない。 月までには完成していた可能性が少なくない。

ト室、平成十九年)を参照されたい。 先人に学ぶ防災の知恵』(中電技術コンサルタント株式会社フロンティアプロジェク19中電技術コンサルタント(株)世界遺産・厳島の防災を考える会編『世界遺産・厳島

21野坂文書四二八(『広島県史』古代中世資料編II、昭和五十三年上梓)20厳島野坂文書一五六二(『広島県史』古代中世資料編II、昭和五十一年上梓)

四十七年)所収図を転載したものである。図3は、稲垣栄三編『日本建築史基礎資料集成』二社殿Ⅱ(中央公論美術出版、昭和